

新型コロナウイルス感染症対策に係る意見書（案）

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が、5月25日に全ての都道府県で解除となり、「新しい生活様式」を取り入れた社会経済活動が段階的に動き出したが、再び感染が拡大し、第二波、第三波の懸念もあり、厳しい警戒や感染対策など予断を許さない状況にある。

そのような中、これまでの学校の一斉休校やイベント中止、外出の自粛や事業の休業要請など、教育をはじめ、市民生活や地域経済においても深刻な影響を及ぼし、国民は疲弊し、先行き不安な状態が続いている。

このような未曾有の難局に対し、引き続き、国と地方、関係機関が一体となり、状況に応じた対策を迅速かつ的確に講じていく必要がある。

よって、国におかれては、感染症の拡大を防止する責任と地方自治体が地域の実情に応じた感染症対策事業を継続して実施できるよう引き続き財政措置を講じるなど、下記事項を実現されるように強く要望する。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に関するより正確な情報を、国民、地方自治体、医療機関、事業者等に対し、適切かつ迅速に提供すること。
2. 国内における感染拡大防止のために、診察及び検査が適切に行えるような体制整備や、ワクチンの早期開発・製造、治療法、治療薬の速やかな確立など、更なる強化を早急に図ること。
3. 小・中学校の臨時休業による児童生徒の学力低下の防止等に対し地方自治体を実施する事業の経費については、十分な財政措置を講じること。
4. 中小企業、個人事業主などが今後も事業を継続し、雇用を確保できるように、更なる経済対策の充実を図ること。
5. 災害避難所での感染症防止対策について、感染症予防の専門家の派遣や更なる財政支援など、地方自治体に対する支援策を構築すること。
6. 地方自治体を実施する新型コロナウイルス感染症対策への更なる財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月25日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

宛

兵庫県三田市議会